

**滋賀県共同募金会**  
**赤い羽根「ネット de 推し活プロジェクト」(活動区分)**  
**募 集 要 綱**

**1. 赤い羽根「ネット de 推し活プロジェクト」について**

この事業は、近年増加傾向にあるインターネット等を活用した寄付を主な対象とし、その使いみちとして、さまざまな活動に助成を行い、地域を良くするしくみとしての赤い羽根共同募金運動の活性化を図る事業となります。

本事業の認定を受けた福祉団体（エントリー認定団体）が取り組む課題解決に向けた活動に必要な資金を、共同募金として協働で寄付を募り、課題解決に取り組むこととなります。

寄付者は、共同募金を通じて、それぞれのエントリー認定団体を知ることができ、またその活動に対して寄付という形で応援することができることで、従来の共同募金より一層、共感や参加性が高まります。

エントリー認定団体は、共同募金というしくみを活用し、解決したい課題を広く県民の多くの方に訴え、その活動に取り組むことができます。

**2. エントリーの対象団体について**

県内の各地域で社会福祉の推進に取り組む法人や団体、ボランティアグループ等の民間の団体で、県内に拠点をおき活動される団体とし、特にその法人格は問いませんが、下記の事項に合致する団体とします。

- (1) 団体の規約、口座等を備えていること
- (2) 助成対象事業の実績、内容および財務の状況を自ら公開できること
- (3) 活動計画、予算、決算等が整備されていること
- (4) 共同募金運動の趣旨に理解、共感し積極的に参画、推進すること

**3. エントリー対象活動について**

本事業による助成対象としては、福祉に係る社会課題とし、公的な制度では解決できない様々な課題の解決に取り組む活動とします。

- (1) 社会的孤立（ニート・引きこもりなど）に対する支援活動
- (2) 虐待防止、虐待を受けている人への保護活動
- (3) 障がい者の地域移行を支援する活動
- (4) 子どもの貧困対策となる活動
- (5) 自殺予防活動
- (6) 難病者への支援活動
- (7) 犯罪被害者家族などへの支援活動
- (8) 地域に暮らす外国人に対する支援活動
- (9) 子育てに悩む家庭への支援活動
- (10) 生活課題を抱える高齢者等への支援活動
- (11) その他、福祉に係る社会課題の解決に取り組む活動など

**4. 対象となる経費について**

上記の活動に取り組む上で必要となる経費とします。

寄付募集時には、必要となる経費等を明記していただきます。

## 5. 対象となる事業実施期間

決定後、翌年度の4月1日以降に実施する事業とします。

## 6. 助成について

エントリー認定団体に対し、その団体へ寄せられた寄付金からなる①基本助成金と、その寄付金額に応じて、共同募金より加算する②マッチングギフト(加算助成金)を助成します。

### ① 基本助成金

エントリー認定団体に対する寄付金とします。

一部事務手数料は控除させていただきます。

### ② マッチングギフト(加算助成金)(令和9年3月31日までの募金に限る。)

エントリー認定団体に対する寄付金額の1/2を共同募金からの加算助成金(千円単位切り捨て)として下記の通り加算助成します。

○共同募金運動期間の10月1日から3月31日に寄せられた寄付を対象とします。

○寄付金総額が5万円以上の団体とします。

○マッチングギフトの上限は20万円とします。

## 7. 寄付金の受付について

### ①対象となる受付期間

決定後の1月1日から3月31日まで

### ②寄付金の取り扱いについて

寄付金は「共同募金」として取り扱い、滋賀県共同募金会において収受し、経理を行います。

## 8. 事務経費

寄付金の入金管理や特設ページ運営費、資材作成支援、広報宣伝費など、一般の共同募金運動と同様に、寄付金額の一部を事務手数料としてエントリー認定団体にご負担いただくこととなります。

事務手数料は、団体ごとに寄せられた寄付金額の10%とし、助成金の送金の際に控除させていただきます。

## 9. 申請について

本会事務局までお問い合わせください。

申請内容について、本会よりヒアリングを行わせていただき、その後の申請となります。

(1) 申請は1団体1事業とします。

(2) 申請書については、本会とのヒアリング後のご提出となります。

## 10. エントリーの認定について

エントリーの認定については、本会において審査、決定し、エントリーを認定する団体に対して通知します。

必要に応じて、事業内容の修正を求める場合があります。

## 11. 事業の完了報告について

エントリー認定を受けた事業が完了した際は、本会まで事業完了の報告と寄付者へのありがとうのメッセージを提出していただくこととなります。

特定の活動を目的とした事業については、事業完了後2か月以内に、経常活動となる事業については、3月31日を事業の締め日とし、その後2か月以内にご報告いただくこととなります。

## 12. 問い合わせ先

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

〒520-0044 滋賀県大津市京町四丁目3番28号（滋賀県厚生会館内）

TEL 077-522-4304 / FAX 077-522-4375

E-MAIL [info@shiga-akaihane.org](mailto:info@shiga-akaihane.org)